

令和8年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託仕様書

1 目的

幼稚園・認定こども園は、幼児が初めて出会う「社会」であり、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、生きる力の基盤をつくる幼児教育施設である。

本市では、幼児教育の振興・充実のために、幼稚園等の人的・物的教育機能等の向上を図り、積極的に活用を行うという観点から、幼児教育についての専門性を磨く研修や、組織強化を目的としたリーダー的な立場の教員等に対し、必要かつ効果的な研修を実施している。

市内の幼稚園等の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う必要があり、幼児教育のスキルを磨く研修の実施や、組織強化を目的とした研修をリーダー的な立場の教員等に対し実施するなど、必要かつ効果的な研修を実施する。

2 対象

大阪市内の幼稚園等（私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園）の教員（幼稚園教諭、保育教諭等）

【参考：令和7年4月1日現在 私立幼稚園68園、市立幼稚園49園、認定こども園139園】

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

4 業務内容

別紙1「令和8年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託」のとおり

- (1) 対象となる全ての幼稚園等に研修内容を周知のうえ、実施すること。研修の周知にあたっては、各施設への周知の3日前までに、周知内容を当センターまで報告すること。また、受注者は研修受講者に、各幼稚園等にて伝達研修を必ず行うように周知すること。
- (2) 受講料は、無料として実施すること。なお教材を用いる研修の際に実費負担を要する場合、費用の徴収・管理については受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに年間研修計画を作成し、本市に提出すること。
- (4) 受注者は、別紙1「令和8年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託」の内容に応じて、対面による研修もしくはオンラインによる研修を実施すること。なお対面による研修を主とし、オンラインによる研修についてもライブ配信方式（講義を動画配信により視聴するもので、受講者同士のグループワークや、講師、受講者双方向の意見交換等も可能）により実施することが望ましいが、状況によってオンデマンド方式（受講者が任意の時機に動画視聴をするもの）により実施することも可能である。
- (5) 対面による研修の場合は、対象者数に見合った会場を確保し、設営（原則として机と椅子を設置）、音響、映像等準備、撤収までを実施すること。実施場所においては、人ととの距離の確保、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施すること。事業を実施するにあたり、実施予定場所等の近隣住民に迷惑にならないように配慮すること。なお、契約期間内に最大で10回まで大阪市保育・幼児教育センターの講堂等を無償で利用することが可能である。利用の日程については発注者と調整すること。
- (6) 受注者はそれぞれの分野に精通し、その研究・研修の目的を理解し、受講者にふさわしい研究内容等を講義できる講師を選択すること。

- (7) 受注者は、1回あたりの研修の時間設定について、1時間30分以上を原則とすること。
- (8) 研修実施時間は、保育業務に支障のないように、且つ、各施設の状況に応じて、参加促進できる時間帯を設定すること。全て原則として17時までに必ず終えること。
- (9) 受注者は、年間研修計画に基づき、速やかに講師等と連携をはかり、研修ごとの研修実績報告書を月単位でまとめ、翌月20日以内（3月実施分については3月末迄）に提出すること。
- (10) 受講者のアンケートは毎回実施し、その結果についても前項の研修実績報告書とともに、翌月20日以内（3月実施分については3月末迄）に報告すること。
- (11) 全事業完了後、業務完了報告書を作成のうえ速やかに提出すること。
- (12) 年間を通じて、全対象施設が参加できるよう、積極的な受講を促すこと。

5 受注者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取り扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

(2) 情報公開への対応

受注者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

(3) 職員の資質向上

受注者は、人権問題について正しい知識を持って業務を遂行できるよう、職員の資質、技能等の向上及び個人情報保護のために必要な研修を年1回以上実施するとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(4) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 受注者は、事業実施における安全管理を徹底すること。

ウ 受注者は、事業実施をするにあたり宗教活動及び政治活動、及び特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。

エ 研修当日の暴風警報や特別警報等の発表時における研修等の取扱いについて

午前7時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午前中または全日開催予定の研修等を中止する。

午前11時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合については、午後開催予定の研修等を中止する。

（ア）大阪市に「暴風警報」または「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合

（イ）淀川の河川氾濫の「避難準備」「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

（ウ）大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。また、地震に係る「警戒宣言」が発表されている場合

※研修受講中に警報が発表された場合の取扱いについては、その時点で判断し、上記の理由で研修等を休講した場合、その後の取扱いについては発注者と対応を確認のうえ決定する。

※災害等により、研修を中止した場合、または代替研修の実施にかかる費用については、受注者負

担とする。

オ 受注者は、その他、この仕様書に定めのない事項または委託業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

6 再委託に関する取扱い

- (1) 大阪市幼稚園等教員研修事業委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

7 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「別紙 2」にて本市に報告書を提出すること。

8 仕様書に関する問合せ先

大阪市保育・幼児教育センター

住 所：大阪市旭区高殿 6-14-6

電 話：06-6952-0173 F A X：06-6952-0178

令和8年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託

| 研修名 | 研修内容 | 対象者数 | 実施回数 |
|-----------------------------|--|---------------|----------|
| 教育・保育理論研修 | 乳幼児期の教育・保育に役立つ理論・実践方法等について | 各回 80名 | 20回 |
| 特別支援教育研修 | 現在、特別支援教育に求められる事柄について（なお、発達障がいに関する研修を3回以上実施する。） | 各回 80名 | 10回 |
| 小学校との接続等研修 | 就学前教育と小学校教育の接続（連携）の重要性等について | 各回 80名 | 5回 |
| 制度や政策等研修 | 子ども・子育て支援新制度や幼稚園教育要領等の内容について（なお、子どもの人権に関する研修を1回以上盛り込む。 また、大阪市就学前教育カリキュラムに関する研修を1回以上盛り込む。） | 各回 80名 | 10回 |
| 地域別研修 | 地域ごとの実態を尊重しながら、研究・研修会を開催し、地域内幼稚園の教職員の資質向上や地域の課題や相互理解を求める。 | 各回 100名 | 6回 |
| 新任教員研修 | 新任教員を対象に、教育者としての責任感と社会人としての自覚を育てる内容について | 各回 80名 | 5回 |
| テーマ別研修 | 現在、幼児教育・保育に求められている事項や解決すべき課題について | 各回 80名 | 17回 |
| 幼児教育相談（養成）研修 | 保護者の不安や悩みに対処する教育相談員としての養成と資質向上を図るための研修について | 各回 30人 | 8回 |
| ※ 適宜、マネジメントに関する内容を研修に盛り込むこと | | | |
| 計 | | | 81回 |
| その他 | 事業内容 | 発行対象・部数等 | |
| 研修等報告発行 | 園長、教諭の教養向上のため、有識者、教育研究者の啓発エッセイ、ニュース等を内容とする広報資料等を作成する。 また、研修等集録（総括）を作成し、研修対象全園に周知する。 | 広報資料 研修等集録 | 3回 1回 |

【別紙2】

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

| | |
|------|----------------------|
| 事業者名 | 令和8年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託 |
| 担当者名 | |
| 連絡先 | |

2 研修内容

| 月　日 | 講師・研修方法等 | 時間 (分) | 対象(受講人数) |
|-----|----------|-----------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |